資料２

条例（素案）と条例（案）の比較表

条例（素案）	条例（案）
広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例	広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例
人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織「ひろしまＬＭＯ」を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。 こうした中、国において、令和６年９月２６日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた「地方自治法の一部を改正する法律」が施行された。 そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、「ひろしまＬＭＯ」への支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。	人口減少や少子高齢化の進行等により、地域コミュニティの活力低下が懸念される中、本市においては、地域に関わるあらゆる主体が一緒になり、地域の実情に応じた諸課題を解決することができる持続可能な地域コミュニティの実現を図るため、広島型地域運営組織ひろしまＬＭＯ（エルモ）を基盤とした市民主体のまちづくりを推進してきた。 こうした中、国において、令和６年９月２６日に、市町村長が地域的な共同活動を行う地縁による団体等を指定地域共同活動団体として指定することができること等を定めた地方自治法の一部を改正する法律が施行された。 そこで、指定地域共同活動団体の制度を活用し、ひろしまＬＭＯへの支援を一層充実させることにより、地域における多様な主体が連携した共助の精神に基づく持続可能な地域コミュニティの実現を図り、もって地域共生社会の形成に資するために、地方自治法に基づき、この条例を制定する。
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２６０条の４９第２項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２６０条の４９第２項の規定に基づき、指定地域共同活動団体の指定等に関し、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（ひろしまＬＭＯ） 第２条　前条の指定地域共同活動団体は、ひろしまＬＭＯ（エルモ）と称する。	（ひろしまＬＭＯ） 第２条　前条の指定地域共同活動団体は、ひろしまＬＭＯと称する。
（ひろしまＬＭＯの指定要件） 第３条　法第２６０条の４９第２項第１号に規定する条例で定める活動は、次に掲げるとおりとする。	（ひろしまＬＭＯの指定要件） 第３条　法第２６０条の４９第２項第１号の条例で定める活動は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

条例（素案）	条例（案）
⑴　地域住民の生活支援に資する活動 ⑵　地域住民の健康の維持増進に資する活動 ⑶　地域住民の交流促進に資する活動 ⑷　地域住民の生涯学習に資する活動 ⑸　地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動 ⑹　地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 ⑺　地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 ⑻　地域の防災又は減災に資する活動 ⑼　地域の防犯に資する活動 ⑽　地域の交通安全に資する活動 ⑾　地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 ⑿　地域の魅力の向上に資する活動 ⒀　地域課題等の把握に資する活動 ⒁　前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動 ⒂　前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 ⒃　その他市長が必要と認める活動	⑴　地域住民の生活支援に資する活動 ⑵　地域住民の健康の維持増進に資する活動 ⑶　地域住民の交流促進に資する活動 ⑷　地域住民の生涯学習に資する活動 ⑸　地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動 ⑹　地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 ⑺　地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 ⑻　地域の防災又は減災に資する活動 ⑼　地域の防犯に資する活動 ⑽　地域の交通安全に資する活動 ⑾　地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 ⑿　地域の魅力の向上に資する活動 ⒀　地域課題等の把握に資する活動 ⒁　前各号に掲げる活動の地域内外への情報の発信に資する活動 ⒂　前各号に掲げる活動の新たな担い手の確保に資する活動 ⒃　その他市長が必要と認める活動
２　法第２６０条の４９第２項第２号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　団体の運営に関する主な事項が、団体の構成員の意思に基づき決定されていること。 ⑵　代表者その他の役員が、団体の構成員の意思に基づき選任されていること。 ⑶　予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性が確保されていること。 ⑷　活動の計画及び実施の状況が公表されていること。 ⑸　前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるも	２　法第２６０条の４９第２項第２号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 ⑴　団体の運営に関する主な事項を団体の構成員の意思に基づき決定すること。 ⑵　代表者その他の役員を団体の構成員の意思に基づき選任すること。 ⑶　予算及び決算に係る資料の公表並びに決算に係る監査を行い、経費の使途の透明性を確保すること。 ⑷　活動の計画及び実施の状況を公表すること。 ⑸　前各号の規定による適正な運営を確保するための方法が規約その他これに準ずるも

条例（素案）	条例（案）
の（第５条第１項において「規約等」という。）に定められていること。	の（第５条第１項において「規約等」という。）に定められていること。
３　法第２６０条の４９第２項第４号に規定する条例で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 ⑴　主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ⑵　地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）等の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ⑶　特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ⑷　まちづくりに関する中長期的な計画を定め、当該計画に基づき団体の運営及び活動を行うこと。 ⑸　共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。 ⑹　次に掲げる活動を行わないこと。 ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 イ　政治上の主義を推進し、支持し、又は	３　法第２６０条の４９第２項第４号の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。 ⑴　主としてその活動を行う区域を小学校の通学区域としていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ⑵　地区・学区社会福祉協議会（地域福祉の推進を目的とし、前号に規定する区域を基本として組織された団体をいう。）及び連合町内会・自治会（同号に規定する区域を基本として組織された複数の町内会・自治会等（法第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体をいう。）の連合体をいう。）が構成団体となり、かつ、規則で定める団体のうち半数以上が構成団体となっていること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ⑶　特定の団体の構成員が役員の半数以上を占めていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 ⑷　まちづくりに関する中長期的な計画を定め ていること。 ⑸　共助（広く地域住民の利益の増進を図るための地域住民等による支え合いをいう。）の精神に基づく市民主体のまちづくりを持続的に実践しようとしていると認められる者で構成する団体であること。 ⑹　次に掲げる活動を行わないこと。 ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 イ　政治上の主義を推進し、支持し、又は

条例（素案）	条例（案）
これに反対することを目的とする活動 ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又は暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる活動 オ　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動	これに反対することを目的とする活動 ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第３条に規定する公職をいう。以下このウにおいて同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 エ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下このエにおいて同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下このエにおいて同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、＿＿＿＿＿＿活動を助長し、又は＿＿＿＿＿利することとなると認められる活動 オ　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる活動
（ひろしまＬＭＯに対する支援） 第４条　市長は、ひろしまＬＭＯに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。	（ひろしまＬＭＯに対する支援） 第４条　本市は、ひろしまＬＭＯに対し、助成金の交付その他の支援を行うものとする。この場合において、市長は、当該支援を効率的かつ効果的に行うために必要があると認めるときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会に対し、当該支援に必要な協力を求めることができる。
（申請等） 第５条　法第２６０条の４９第２項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他　規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。	（申請等） 第５条　法第２６０条の４９第２項の規定による指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、申請書に規約等その他の規則で定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。
２　法第２６０条の４９第２項の規定による指	２　法第２６０条の４９第２項の規定による指

条例（素案）	条例（案）
定を受けたひろしまＬＭＯは、＿＿＿申請書及び規約等その他規則で定める書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。	定を受けたひろしまＬＭＯは、前項の申請書若しくは添付＿＿＿＿＿＿＿＿書類の記載事項に変更があったとき、又は解散したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。
（委任） 第６条　この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任規定） 第６条　この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。